



52 大宰帥世良親王遺領臨川寺領目錄注進伏案

故大宰帥親王(世良親王)家御遺領臨川寺領等目錄

- 一 丹波國葛野庄 当御治世百去年十月之比、御押妨、被付給主女房南御方云々、此所者、領家地頭中分地也、領家故親王家、御年貢二百余也、本家善莊殿院、地頭秋野五郎入道云々、
- 一 和泉國塩穴庄 当御治世御押妨同前、給主四条宰相隆隆卿云々、領家故親王家、年貢六十、加雜物百計地也、本家春日社領、地頭二宮右衛門次郎入道云々、
- 一 同國若松庄 内大臣僧正道祐依競望申、去元徳二年二月十四日、不慮被下、繪旨之由、承及之間、已仏陀施入之地、非分御綺之段、歎申之処、同二十五日被成繪目於守家了、而悪克楠木兵衛尉(楠木正成)押妨当所之由、依風聞之説、称彼跡当国守護御代官自去去年八月之比、令收納年貢以下之条、不便之次第也、守護御代官今当知行、当所領家故親王家、年貢三百石計、領家一田地也、本家仁和寺勝功德院
- 一 伊勢國富津御厨 年貢十貫計之地也、領主醍醐寺寛相院律師定超、本家故親王家、地頭名子不審
- 一 美濃國南宮庄 当所者、故宮御加冠之時、二条前殿(二条兼基)依被奉行申之忠、可有殿一期御寫領之由被申了、自前殿給人不知之、領家故親王家、本家南宮庄、地頭請所、年貢二百貫、地頭宇津宮云々

(解説) 世良親王の遺領で、臨川寺に引き継がれた荘園名が書かれている。文書に出てくる、和泉国若松庄の箇所に楠木正成が若松庄を押領したとの記載がのっている。この出来事が、後醍醐天皇と楠木正成をつないだきっかけになったと言われている。